出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進支援事業補助金のご案内

申請受付期間 令和5年6月12日(月)から11月30日(木)まで【必着】

(但し、予算がなくなり次第、受付を終了します。)

市では、物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対して、業務フローの改善やデジタルツール活用による業務効率化を目的としたデジタル化にかかる経費の一部を補助することで、中小企業者等の生産性向上を支援します。

申請は、1事業者につき1回のみです。

対象要件(概要)※一部対象外の業種があります。

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する者であって、市内に事業所または店舗等を有し、その事業所等で補助事業を行いかつ以下①~④の要件を全て満たす者

- ① 市税の滞納がないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でなく、 これらと密接な関係を有していない者であること。
- ③ 令和4年度の出雲市中小企業者等デジタル化促進支援補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 今後も事業継続の意思があること。
- ※上記の要件を満たしていても、対象外になる場合があります。詳細については、「手引き」 をご確認ください。

補助内容(概要)

補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額の概要は、下記のとおりです。

【補助対象事業】デジタル技術等の活用により、業務の効率化や生産性向上を図ることを 目的としてソフトウェアやシステムを<u>新たに</u>導入する事業

【補助対象経費】ソフトウェア購入費、使用料、システム作成委託費、システム改修費、 初期設定費、既述したシステム・ソフトウェア等を使用するためのハードウェア購入 費、リース費、報償費

※補助対象期間内でかかった経費を対象とします。ただし、補助対象期間内に使用料を年間契約した場合は、最大1年分が対象となります。

※パソコン・タブレットの購入費は、1事業あたり10万円まで、キャッシュレス決済・セルフオーダーシステム等は20万円までが対象となります。

【補助率・補助限度額】補助対象経費の1/2以内(上限500千円、下限50千円)

【取組事例】

- チャットボットやウェブ接客、セルフレジといった、対面での接客を自動化
- 手書きで行っていた帳簿管理を、会計ソフトを導入して業務を効率化 等

対象とならない経費(一例)

- 租税公課(消費税及び地方消費税等)、振込手数料
- 単なるシステムの更新や社内パソコン、タブレットの買い替え
- ・スマートフォン、スマートウォッチなどの汎用性の高い機器
- 手数料、システム更新料等のランニングコスト
- 役員、従業員等の直接人件費
- 自動ドア、排煙設備、自動販売機等の建物付属設備
- エアコン、検温器、非接触型トイレ、ロボット掃除機、冷蔵庫、調理器具等の家電製品
- マウス、USB メモリー、CD-ROM 等の汎用性の高い備品(パソコン本体の付属品は除く)
- 消耗品費
- ホームページの作成やリニューアル
- セキュリティ対策ソフト
- ・ 開業に要する経費
- 他の制度による金銭的支援を受けた又は受ける見込みのある経費
- ・交付決定日より前に発注、契約等を行った経費
- ・支払の証拠書類が不適切である等の補助事業の実施に疑義が生じる経費

申請方法等(概要)

下記書類を郵送又は持参にて提出をお願いします。

※申請に際しては、下記設置の当該補助金の手引きをよくご確認ください。

【申請書、手引等設置場所】

- 市役所本庁(4階 商工振興課)、各行政センターの市民サービス課
- 出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会
- 市ホームページ

【申請に必要となる主な書類(概要)】

詳細は当該補助金の手引きをご覧ください。

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 経費明細書
- ④ 商工会議所等の経営指導員の意見
- ⑤ 経費及び事業内容の詳細が分かる書類(見積書など) その他、市税の滞納のない証明 等

【受付期間】 令和5年6月12日(月) ~令和5年11月30日(木) (予算がなくなり次第、終了)

おたずね・ 申請先

出雲市 商工振興部 商工振興課 中小企業係

〒693-8530 出雲市今市町 70番地 出雲市役所本庁舎 4階

電話番号 0853-21-6541 FAX 0853-21-6838

アドレス shoukou@city.izumo.shimane.jp



出雲市 HP の検索窓にて

デジタル化補助

